

みやき町地域公共交通計画策定調査業務

公募型プロポーザルに関する質疑に対する回答

令和4年6月3日時点

No.	質 疑 事 項	回 答
1	実施要領 p.4、(2) 企画提案書等の提出、①提出書類のなかに、「企画書(自由様式。ただし、A4版の両面で10頁以内とする。)」との記載がありますが、両面印刷で「計5枚」(ページ数として10頁)という理解でよいでしょうか？	お見込のとおりです。
2	【仕様書】5. 業務内容 (2) -① 公共交通の現状整理について ➤路線バス・タクシー・コミュニティバス・鉄道等については、「調査」文言がありませんが、各公共交通機関からの提供データの分析ということ でよいでしょうか。	【仕様書】5. 業務内容 (2) -① 公共交通の現状整理については、公共交通について、その運行状況、乗降客数の推移等の調査、整理を想定しております。
3	【仕様書】5. 業務内容 (4) 会議の運営支援について ➤本計画の策定に向けて議論・決定する場合は「みやき町地域公共交通会議」という理解ですが、仕様書に記載される「協議会」と「交通会議」の位置付け、役割についてご教示ください。	本業務の実施主体は「みやき町地域公共交通確保維持改善協議会」です。 「協議会」は、本町における地域公共交通計画及び地域公共交通の確保維持改善に係る計画の作成調査に関する協議並びに実施に係る連絡調整を行います。 「交通会議」は、町内における需要に応じた町民生活に必要な交通手段の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスに必要となる事項を協議します。 「協議会」と「交通会議」を同時に開催する必要がある場合の運営支援を想定しております。

4	<p>【仕様書】5. 業務内容 (4) 会議の運営支援について</p> <p>➤作業スケジュールの検討のため、協議会及び交通会議の時期・回数について、あらかじめ想定されていたら、ご教示いただけませんか。</p>	<p>協議会については、通常5月と6月と1月に開催をしております。</p> <p>本業務上協議会へ諮る必要が生じる場合は適宜開催いたしますが、時期・回数については、ご提案によります。</p>
5	<p>【実施要領】9. 失格事項</p> <p>➤価格提案額が提案上限額の範囲内であれば、「評価基準（評点）に差異はない」という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>

みやき町地域公共交通確保維持改善協議会事務局

TEL : 0942-96-5526